（証券コード　9638）
平成19年６月６日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
情報技術開発株式会社
代表取締役社長　竹　田　征　郎

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面あるいは電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができます。書面による場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年６月22日（金曜日）の営業時間終了時（午後５時30分）までに到着するようご返送をお願い申し上げます。
　電磁的方法（インターネット）による場合は、書面による場合と同様に「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、２頁から３頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご高覧のうえ議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成19年６月23日（土曜日）午後２時
２．場　　所　　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー
13階　当社大会議室

３．会議の目的事項
報告事項　第39期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役４名選任の件

４．招集にあたっての決定事項
(1) 代理人による議決権行使
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使できることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面ご提出が必要となりますのでご了承ください。
(2) 賛否の記載がない議決権行使書面の取扱い
賛否の記載がない議決権行使書面が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.tdi.co.jp/）に修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成19年６月22日（金曜日）の営業時間終了時（午後５時30分）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用すること。

③　携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】0120－186－417（24時間受付）
＜住所変更等用紙の請求＞0120－175－417（24時間受付）
＜そ　の　他　の　照　会＞0120－176－417（平日９：00～17：00）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

〔平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで〕

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、企業収益が堅調さを維持する中、設備投資が増加傾向にあり、また、雇用・所得環境も緩やかに改善を続けるなど、景気の回復が長期に亘って続きました。当情報サービス産業におきましても、企業の旺盛な情報化投資を反映し、受注ソフトウェアなどを中心に伸長し、経済産業省の統計によると、平成18年の国内年間売上高は初めて10兆円を突破しました。しかしながら、技術者の不足、システム開発の高度化・短期化、ソフトウェア開発案件のオフショア化に代表される価格競争などを背景に、企業間の競争はより一層激しさを増しております。

このような環境の下、当社は、お客様にご提供する「サービス価値の向上」を当事業年度の基本方針として掲げ、「付加価値創造」「リソース最適化」「ブランド確立」の各テーマの推進を通して、継続的な成長と収益力の強化を可能とする筋肉質な経営を目指すべく、原価管理の強化、国内パートナー企業との関係強化、オフショアパートナーの拡充のほか、請負化推進のための全社的セミナーの実施、人事面においては技術者教育および成果主義の徹底による人材の高度化に取り組むなど、積極的な諸施策を実践してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、200億２百万円と前期比4.1%の増加となりました。一方、利益面につきましては、主力のソフトウェア開発部門や情報処理サービス部門における利益率の向上や全社的なコスト削減努力等が寄与し、営業利益は13億68百万円（前期比15.9%増）、経常利益は14億６百万円（前期比16.2%増）、当期純利益は７億53百万円（前期比24.6%増）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

「ソフトウェア開発部門」

この部門は、ＩＴ全般にわたるソリューションの提案、コンサルティング、システム設計、開発、保守を行なっております。システム・インテグレーション分野において、金融・通信・公共・流通など幅広い業種の主要大口顧

客向け案件が堅調に増加した結果、売上高は113億11百万円（前期比1.4％増）となりました。

「情報処理サービス部門」

この部門は、汎用大型コンピュータの管理運営業務からネットワークシステムなどの管理監視業務まで、情報システムに関する総合サービスを行なっております。システムの管理運営およびアウトソーシング関連分野で、ユーザからの旺盛な需要を背景に受注が順調に増加した結果、売上高は42億84百万円（前期比11.7％増）となりました。

「エンベデッド・ユビキタス／半導体関連部門」

この部門は、モバイル、移動体通信、カーエレクトロニクスなどの分野向け組み込みソフトウェア開発と、情報通信機器の中核となるメモリ、システムＬＳＩなど半導体製品に関する設計・評価・解析業務を主に行なっております。半導体分野において、主力顧客向けの受注が伸び悩んだものの、エンベデッド・ユビキタス分野において携帯電話および基地局関連、車載情報機器などの受注が堅調に推移した結果、売上高は44億６百万円（前期比4.2％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度は、西日本ＥＵ事業所開設および社内環境整備に関わる建物附属設備として73百万円、器具備品３百万円、また、社内インフラ整備等のためのソフトウェア・ハードウェア等に74百万円を支出いたしました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中には、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、顧客の価格低減ニーズ、技術力・提案力によるベンダー選別の動きが一層顕著となり、安価・良質な労働力を求めて開発業務のオフショア・シフトが更に加速しつつあるなど、以前にも増して「質の高いサービス」に対する要求が強まっており、今後ますますこの傾向は顕著になるものと予想されます。

このような事業環境を踏まえ、当社はサービス価値と顧客満足度の向上を最大のテーマとして、さらなる成長を目指すため、以下の施策を推進してまいります。

① 高付加価値ビジネスモデルの確立

これまで比率が高かった受託派遣型のオンサイト・サービスビジネスから、より付加価値の高い一括請負を主体とするＳＩビジネスへと事業モデルの転換を鋭意推進しております。同時に「@Faceシリーズ」などオリジナルブランドによるビジネスを確立することにより、ビジネスモデルを全社的に高付加価値型へと変革してまいります。

② 営業力の強化

顧客ニーズの的確な把握とそれに合致したサービスの提供を行なうとともに、販売チャネルやパートナーの拡充を図り、営業力を強化してサービスに対する適正な対価を取得し、生産性の向上を図ってまいります。

③ 開発力の強化

「社内開発プロセス標準」のさらなる徹底を図り、引き続き不採算プロジェクトを撲滅するとともに、ローコストオペレーションを徹底し、コスト構造変革を定着させ、開発力の強化を図ってまいります。

④ 人材の育成

一括請負型大型案件の開発能力を強化するため、上級プロジェクトマネジャーの増強、技術者のローテーション・再教育、受託派遣型ビジネスからの要員シフトなど、総合的なプログラムの実施による技術者のスキル向上に注力してまいります。

⑤ M&A・アライアンス

ソリューション・プロバイダとしての総合力向上を目的として、技術、商品、商流、人材などを強化し、より質の高いサービスを提供するために、積極的にM&Aやアライアンスに取り組んでまいります。

⑥　事業ドメイン毎の戦略策定・実行

事業ドメイン毎に将来に向けたポートフォリオを明確にし、それぞれの位置付けに応じた基本戦略を策定・実行することにより、経営リソース配分の最適化と業績の最大化を実現してまいります。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	単位	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第39期(当期)
		平成15年４月から平成16年３月まで	平成16年４月から平成17年３月まで	平成17年４月から平成18年３月まで	平成18年４月から平成19年３月まで
売上高	百万円	16,663	17,750	19,216	20,002
経常利益	百万円	891	902	1,210	1,406
当期純利益	百万円	459	530	604	753
１株当たり当期純利益	円	53.20	61.16	63.16	88.42
総資産	百万円	12,089	12,582	13,182	13,156
純資産	百万円	6,536	6,945	7,523	8,044
１株当たり純資産	円	800	844	878	936

（注）１．当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

２．第38期より「固定資産の減損に係る会計基準」〈「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日）〉および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日）を適用しております。

第36期　わが国経済は、景気回復の裾野が徐々に広がりを見せ、総じて堅調に推移したものの、当情報サービス業界におきましては、顧客の価格低減ニーズ、技術力・提案力による業者選別の動きが強まるなど、依然として厳しい状況が続きました。

当社は、顧客ニーズや経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、より一層の営業力強化を目的に営業本部を新設し、アライアンスビジネスや、中国へのオフショア開発の試行へ積極的に取り組むとともに、ソフトウェア開発プロセスの能力成熟度モデルである「ＣＭＭレベル３」の取得、ＩＳＯ９００１認証取得拡大など、顧客に対するサービス価値の向上を通して収益力の強化を図りました。この結果、売上高は前期比3.5％増、経常利益は前期比29.4％増となりました。

第37期　わが国経済は、企業業績の回復を背景とした堅調な設備投資や、雇用情勢の改善から個人消費も底堅く推移するなど、総じて堅調に推移いたしましたが、当情報サービス業界への波及は緩やかで、先行き不透明感の強い状況が続きました。

当社は、顧客志向に根ざした営業力の強化により、既存ユーザとの取引深耕や新規顧客開拓に努めるとともに、メーカー・ベンダー等とのパートナーシップやアライアンスを強化いたしました。コスト構造改革の一環として、中国でのオフショア開発にも取り組んだほか、高付加価値ビジネスへの変革を図るべく、事業モデルの見直しに着手するとともに、生体認証分野への進出等、他社とのアライアンスによる新規事業創生にも取り組みました。

この結果、売上高は前期比6.5％増、経常利益は前期比1.2％増となりました。

第38期　わが国経済は、企業収益の改善に伴う民間設備投資の増加や雇用・所得環境の好転などを背景にした個人消費の回復などに支えられ、緩やかながらも継続した回復基調のうちに推移しました。

当社は、「事業構造変革への挑戦」「業務プロセスの確立と実践」「お客様満足度の向上」を全社方針として掲げ、組織の大規模な改編をはじめ、プロジェクト採算の厳格な管理、人事制度の抜本的改革、業務費の大幅な削減と教育研修費への優先的配分など、生産性の継続的な向上とそれを可能とする企業風土の変革のための諸施策を強力に進めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は前期比8.3％増、経常利益は前期比34.1％増となりました。

第39期　当事業年度につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

当事業年度においては、子会社は存在しません。

なお、平成19年４月２日に出資比率100％の子会社、ＴＤＩシステムサービス株式会社を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容

ソフトウェア開発、情報処理サービス、エンベデッド・ユビキタス／半導体関連業務ならびにソフトウェア商品等の開発・販売

(8) 主要な事業所

本社	(東京都新宿区)
東京支社	(同 上)
Ｅ・Ｕ・Ｌ事業統括部	(横浜市)
関西支社	(大阪市)
西日本 ＥＵ事業所	(同 上)
中部支社	(名古屋市)
九州支社	(福岡市)
北九州 ラボラトリ	(北九州市)

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	1,115名	101名減	37才６カ月	14年７カ月
女性	148名	15名減	30才７カ月	７年１カ月
計または平均	1,263名	116名減	36才８カ月	13年８カ月

(注) 従業員人数は就業員数であり、顧問、嘱託、およびパートタイマーの人数は含まれていません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
第一生命保険相互会社	75
日本生命保険相互会社	75
株式会社百五銀行	6
三重県信用農業協同組合連合会	6

２．会社の株式に関する事項

株式の状況

① 発行可能株式総数　29,000,000株

② 発行済株式の総数　8,580,962株（自己株式427,598株を除く）

③ 株主数　2,883名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数
	株
株式会社セールス・プロモーション・センター	1,993,256
情報技術開発社員持株会	869,360
髙橋香	449,515
髙橋信久	431,098
内藤惠嗣	386,822
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	149,100
三好千里	137,000
日本生命保険相互会社	132,000
竹田和平	130,000
三好一郎	123,800

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における役員が保有する新株予約権の区分別合計

発行決議の日		平成14年10月16日	平成17年６月22日
新株予約権の数		26個	217個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　26,000株 （新株予約権 １個当たり1,000株）	普通株式　21,700株 （新株予約権 １個当たり100株）
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		１個当たり522,000円	１個当たり100円
新株予約権の行使期間		平成16年11月１日から 平成19年10月31日まで	平成17年６月23日から 平成37年６月22日まで
新株予約権の行使条件		（注１）	（注２）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者　３名 保有数　26個 目的である株式の数 26,000株	保有者　５名 保有数　217個 目的である株式の数 21,700株

（注１）① 対象者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社顧問のいずれかの地位を有している場合に限り、権利を行使することができる。ただし、権利行使期間到来後、③のただし書きの場合および任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合も権利行使を行える地位を保有しているものとみなし、権利行使することを認める。

② 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

③ 対象者が権利行使期間到来前に死亡した場合、権利喪失事由に該当するものとし、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。ただし、対象者が権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続を認める。

④ その他の条件については、「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

（注２）① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとする。

② 前記①にかかわらず、平成36年６月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年７月１日より新株予約権を行使できるものとする。

③ 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

④ 新株予約権者は、付与された権利の譲渡、質入れその他の処分をできないものとする。

⑤ そのほか新株予約権の行使の条件については、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) 当社従業員に交付した新株予約権の区分別合計

当事業年度中に交付した新株予約権は、役員分も含めありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および他の法人等の代表状況
取締役会長	内藤惠嗣	
代表取締役社長	竹田征郎	営業本部長
取締役副社長	片岡禧造	営業本部西日本担当、関西支社長
取締役	向井春雄	管理本部長
取締役	三好一郎	コーポレート本部長
取締役	石井新吾	社長付特命事項担当 アルティオーラ・システム株式会社 社外取締役
取締役	中村博文	開発本部長
取締役	竹田伸一	営業本部営業統括部長
取締役	髙橋信久	弁護士　髙橋信久法律事務所
常勤監査役	難波民弥	
監査役	矢作憲一	有限会社汎総合研究所　取締役会長
監査役	佐野忠正	公認会計士佐野事務所　所長 経営管理センター株式会社　代表取締役社長

（注）１．取締役石井新吾氏は、平成18年10月31日辞任により退任いたしました。

２．監査役矢作憲一および佐野忠正の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

３．監査役矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役を務め、日本監査役協会常任理事および他企業の社外監査役を歴任するなど、監査に関する相当程度の知見を有するものであります。また、ビジネス・ブレークスルー大学院大学教授として、実務面からコーポレートガバナンスの指導に努めております。

４．監査役佐野忠正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	9名	221百万円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	21百万円 （8百万円）
合計	12名	242百万円

（注）１．上記取締役には非常勤取締役１名（支給額５百万円）を含んでおります。

２．上記のほか、取締役４名に対して、役員社宅を提供しており、当社が家賃の一部として負担した額は４百万円であります。なお、会社が負担する費用は、取締役１人あたり月額25万円以内としており、本件については金銭に非ざる報酬として平成18年６月24日開催の第38回定時株主総会において、決議いただいております。

３．取締役の報酬限度額は、平成18年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額３億７千万円以内と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成10年６月26日開催の第30回定時株主総会において、年額５千万円以内と決議いただいております。

５．上記のほか、平成17年６月22日開催の第37回定時株主総会における役員退職慰労金制度の廃止にともなう打ち切り支給の決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

退任監査役　１名　　850千円

(3) 社外役員に関する事項

①　他の会社の社外役員の兼任状況

監査役矢作憲一氏は、株式会社スクウェア・エニックス、日本オフィス・システム株式会社およびニスコム株式会社の社外監査役であります。

②　当事業年度における主な活動状況

ア．取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回）		監査役会（6回）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役矢作憲一	13回	81.3%	6回	100%
監査役佐野忠正	16回	100%	6回	100%

イ．取締役会における発言状況

・監査役矢作憲一氏は、主に議案の判断基準に関する指摘等、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための見地に立った意見・質問を行

なっております。

・監査役佐野忠正氏は、主に公認会計士としての専門的立場から、財務諸表の適格性等を確保するための見地に立った意見・質問を行なっております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当事業年度中には該当すべき責任限定契約はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	1,500万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める条項のいずれかに該当すると判断した場合、会計監査人の解任または不再任について必要な措置をとるものとします。

６．会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 役職員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス行動指針」を制定いたしました。

② コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス経営推進委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持を図っております。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部統制推進部」を設置いたしました。さらに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行なっております。

③ 内部監査部門として「監査室」を置き、監査を実施し、その結果を代表

取締役社長と監査役に報告しております。

④ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議および取締役会において報告するものとしております。

⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、「社内通報体制」を整備し、その運用を行なっております。

⑥ 監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べ改善策の策定を求める事になっております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行なう基幹システム（ＭＡＧＭＡシステム）の適正な運用により厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に関わる重要文書を保存し（電磁媒体を含む）、文書管理規則に基づき、次の各号に定める文書を関連資料と共に、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持しております。

① 株主総会議事録
② 取締役会議事録
③ 経営会議議事録
④ 稟議書、決裁願書
⑤ 重要な契約書
⑥ 会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書
⑦ 税務署その他の行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程に基づきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備しております。

② リスク管理の全社的な統括・推進を行なう部署として「内部統制推進部」を設置し、各管理担当部署を通じて統合的なリスク管理を行なっております。さらに監査室は、内部統制推進部を含めた各リスク管理担当部署の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査役に報告するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則として月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしております。会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役ならびに代表取締役社長から指名された幹部社員によって構成される経営会議において議論を行ない、その審議を経て執行決定を行なっております。また、各支社等の営業の状況および業績の予測等の営業活動に資するため、営業本部会議を実施し、支社間相互の連絡・報告および意見調整等を行なうとともに、課題を抽出し、適宜、適切な対策を実施するものとしております。さらに、取締役会附議事項または経営会議審議事項を除く、会社の重要業務の実施については、決裁手続規程に基づき決裁を受けております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程、決裁権限基準表において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めております。

③ 取締役会は全社的な目標を定め、全役職員に目標を浸透させ共有させると共に、この目標達成にむけて各部門が実施すべき具体的な目標および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ＭＡＧＭＡシステムによりその結果を迅速にデータ化し、経営会議が定期的に進捗状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促す事により、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現しております。

④ 当社の目的、企業理念、経営計画が投資家その他のステークホルダーの理解を得られ、経営の透明性を持ち運営できるように、「経営企画部広報・ＩＲ室」を設けております。

その上で情報開示を適時、適切に実施すると共に、ＩＲ説明会等へのサポートを実施させます。さらに代表取締役社長は、率先して会社のスポークスマンを務めております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。なお、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の評価は監査役が行ない、監査役補助

者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役社長が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしております。

(6) 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役および使用人は当社の業務または業績に著しい影響を与える恐れのある重要な事項について監査役（会）に報告するものとしております。前記に関わらず、監査役（会）はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができ、報告を求められた取締役および使用人はその求めに応じなければならないこととしております。

② 「社内通報体制」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役（会）への適切な報告体制を確保しております。

③ 監査役は、代表取締役社長、監査室、会計監査人との会合を都度実施しております。

（注）１．上記(1)②の「コンプライアンス経営推進委員会」は、平成19年４月１日の組織の一部改定に伴い「リスク・コンプライアンス委員会」に名称変更しております。

２．上記(3)の「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」については平成19年４月１日から、プロセスを適切に運用・維持し、内部統制の目的である業務の有効性・効率性を図ると共に、コンプライアンス・デュープロセス履行を推進する目的で、主要な業務プロセスに対し管理者（プロセスオーナー）を設けております。

３．上記(4)①の「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の「営業本部会議」を、平成19年４月１日から「製販合同営業会議」に名称変更しております。

４．平成19年４月２日に子会社を設立した事にともない「当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を新たに整備しております。

７．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本方針として、長期的視野にたった経営を行ない、現在のような安定した財務基盤を形成し、収益性を高めるなかで、配当金の増額等、株主の皆様への還元を行なってきました。また、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の支配に関する基本方針としております。

(2) 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

また、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

しかしながら、高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランドおよび、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

当社としては、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に把握するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに最も適切と考えられる措置を講じるべく、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視してまいります。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を基本方針としております。今後ともこの基本方針は維持しつつ、株主の皆様への利益還元重視の姿勢を明確にするため、配当金額の業績との連動性を高めるとともに、平成17年９月中間期より中間配当を実施しております。具体的な株主還元方針は、次の通りです。

(1) 業績に連動した配当方針といたします。

(2) 連結配当性向30％を当面の目標といたします。

(3) 利益水準を勘案した上、安定配当部分として、原則１株当たり最低年間12円を維持するものといたします。

(4) 中間配当を実施いたします。

また、内部留保資金につきましては、事業基盤の拡大や研究開発活動などに有効活用することを考えております。

貸 借 対 照 表

(平成19年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,794,402**	**流動負債**	**2,779,630**
現金及び預金	3,110,441	買掛金	759,589
売掛金	4,142,510	短期借入金	12,000
有価証券	523,202	1年以内返済予定長期借入金	66,400
商品	6,368	未払金	76,898
仕掛品	231,419	未払費用	1,255,258
貯蔵品	2,882	未払法人税等	309,285
前払費用	261,211	未払消費税等	187,607
繰延税金資産	474,994	前受金	29,361
その他	53,802	預り金	83,194
貸倒引当金	△12,430	その他	35
固定資産	**4,361,879**	**固定負債**	**2,332,034**
有形固定資産	**1,176,620**	長期借入金	83,800
建物	726,389	退職給付引当金	2,157,194
器具及び備品	175,064	役員退職慰労引当金	91,040
土地	275,167	**負債合計**	**5,111,664**
無形固定資産	**264,286**	**純資産の部**	
ソフトウェア	255,029	**株主資本**	**8,453,078**
電話加入権	8,043	**資本金**	**1,881,867**
ソフトウェア仮勘定	1,212	**資本剰余金**	**1,749,459**
投資その他の資産	**2,920,971**	資本準備金	1,749,459
投資有価証券	703,368	**利益剰余金**	**5,057,454**
関係会社株式	61,000	利益準備金	470,466
繰延税金資産	966,947	その他利益剰余金	4,586,987
再評価に係る繰延税金資産	274,517	別途積立金	616,000
長期前払費用	14,065	繰越利益剰余金	3,970,987
長期差入保証金	675,291	**自己株式**	**△235,703**
その他	225,781	**評価・換算差額等**	**△408,460**
		その他有価証券評価差額金	△7,160
		土地再評価差額金	△401,300
		純資産合計	**8,044,617**
資産合計	**13,156,281**	**負債・純資産合計**	**13,156,281**

損　益　計　算　書

〔平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで〕

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		**20,002,130**
売　上　原　価		**15,396,953**
売　上　総　利　益		**4,605,176**
販売費及び一般管理費		3,236,860
営　業　利　益		**1,368,316**
営　業　外　収　益		**72,198**
受取利息・配当金	15,346	
その他の営業外収益	56,851	
営　業　外　費　用		**33,948**
支払利息	2,846	
その他の営業外費用	31,102	
経　常　利　益		**1,406,566**
特　別　利　益		**6,600**
投資有価証券売却益	0	
関係会社株式売却益	6,600	
特　別　損　失		**111,745**
固定資産売却・除却損	11,695	
関係会社株式評価損	100,050	
税引前当期純利益		**1,301,421**
法人税、住民税及び事業税	303,000	
法人税等調整額	244,649	547,649
当　期　純　利　益		**753,772**

株主資本等変動計算書

〔平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで〕

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年３月31日　残高	1,881,867	1,749,459	1,749,459	470,466	616,000	3,478,067	4,564,533	△297,630	7,898,230
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△178,346	△178,346		△178,346
役員賞与(注)						△78,400	△78,400		△78,400
当期純利益						753,772	753,772		753,772
自己株式の取得								△119	△119
自己株式の処分						△4,104	△4,104	62,046	57,942
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	492,920	492,920	61,927	554,847
平成19年３月31日　残高	1,881,867	1,749,459	1,749,459	470,466	616,000	3,970,987	5,057,454	△235,703	8,453,078

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日　残高	26,245	△401,300	△375,055	7,523,175
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△178,346
役員賞与(注)				△78,400
当期純利益				753,772
自己株式の取得				△119
自己株式の処分				57,942
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△33,405	－	△33,405	△33,405
事業年度中の変動額合計	△33,405	－	△33,405	521,441
平成19年３月31日　残高	△7,160	△401,300	△408,460	8,044,617

（注）平成18年６月24日の定時株主総会における利益処分によるものであります。

個別注記表

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針

2－1　資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・貯蔵品……移動平均法による原価法

仕　掛　品……個別法による原価法

2－2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

(2) 無形固定資産……ソフトウェア
市場販売目的分
見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
自社利用分
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

2－3　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）により、定額法による按分額をそれぞれ発生事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）により、定額法による按分額をそれぞれ発生事業年度の翌事業年度より費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成17年６月22日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度は廃止となり「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。

２－４　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

２－５　重要な会計方針の変更

(1) 退職給付引当金の会計処理に関する事項

退職給付会計制度における未認識数理計算上の差異については、発生事業年度の翌事業年度に一括して費用処理する方法をとっておりましたが、当事業年度より発生事業年度の翌事業年度から５年で費用処理する方法に変更しました。

平成18年４月１日より、従来の勤続年数に基づく退職一時金制度から、ポイント制の退職一時金制度およびキャッシュバランスプランに基づく年金制度を導入し、成果主義をベースとした退職給付制度に移行することとなりました。この制度変更に伴い、当社の退職給付会計制度に係る会計環境は、従来採用していた退職給付制度とは大幅に異なることとなり、年金制度に50％程度移行することにより従来と比べて数理計算上の差異の発生要因が増え、多額に数理計算上の差異が発生することが予想されます。これらの変更により数理計算上の差異を従来の方法により処理することは必ずしも現時点の会計環境に適したものでないことから会計方針を変更して未認識数理計算上の差異を発生事業年度の翌事業年度から平均残存勤務期間以内の５年で処理する方法に変更しました。

この変更に伴い、前事業年度において割引率を2.5％から2.0％に変更したこと等による数理計算上の差異201,353千円を発生事業年度の翌事業年度から５年で処理した結果、従来の方法に比べて退職給付費用が161,082千円減少し、営業利益、経常利益、および税引前当期純利益が158,944千円増加しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は8,044,617千円であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,329,483千円

(2) 関係会社に対する金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債務　　9,450千円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき事業用土地の再評価を行ない、再評価に係る繰延税金資産を資産の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行なって算定する方法によっております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△33,169千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高　　26,324千円

その他の営業取引高　　1,000千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	9,008,560	－	－	9,008,560

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	532,514	84	111,000	421,598

（注）１．増加株式数84株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．減少株式数111,000株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

３．当事業年度末株式数421,598株は当事業年度末日現在の実質的な所有株式数であり、株主名簿上の株式数は427,598株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成18年6月24日 定時株主総会	普通株式	76,275	9.00	平成18年3月31日	平成18年6月24日
平成18年10月26日 取締役会	普通株式	102,071	12.00	平成18年9月30日	平成18年11月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末日後となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成19年 6月23日 定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	111,552	13.00	平成19年3月31日	平成19年6月26日

(4) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

平成14年6月27日開催定時株主総会決議によるストックオプション

187,000株

平成17年6月22日開催定時株主総会決議によるストックオプション

21,700株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	（千円）
未払事業税	29,210
未払事業所税	9,058
一括償却資産損金算入限度超過額	2,811
役員退職慰労引当金	36,980
退職給付引当金損金算入限度超過額	876,252
投資有価証券評価損	41,810
賞与法定福利費	46,202
未払賞与	379,390
その他有価証券評価差額金	4,898
その他	20,076
繰延税金資産小計	1,446,687
評価性引当額	△4,746
繰延税金資産合計	1,441,941

７．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得原価相当額(千円)	減価償却累計額相当額(千円)	期末残高相当額(千円)
車両運搬具	8,676	6,342	2,334
器具及び備品	503,595	134,819	368,775
合計	512,271	141,162	371,109

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	91,502千円
１年超	288,072千円
合計	379,574千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および利息相当額

支払リース料	69,412千円
減価償却費相当額	66,422千円
利息相当額	5,047千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料相当額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各

期への配分方法については、利息法によっております。

８．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引に関しましては重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　936円84銭

(2) １株当たり当期純利益　88円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

子会社「ＴＤＩシステムサービス株式会社」設立について

当社は平成19年３月７日開催の取締役会において、情報処理システムの運用サービスなど、情報処理サービス分野に特化する組織を構築することにより、サービス内容の質の充実を図ると共に、新規サービスへの取組みを推進し、より一層のお客様へのサービス提供力を向上させることを目的として子会社設立を決議し、平成19年４月２日に設立いたしました。

子会社の概要は以下のとおりであります。

商号	ＴＤＩシステムサービス株式会社
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
主な事業内容	① 情報システムの管理運営 ② 情報処理に係るシステムインテグレーションに関する業務 ③ コンピュータ、通信機器およびその周辺機器ならびにこれに係るソフトウェアの設計、開発および製造
資本金	50,000千円
設立年月日	平成19年４月２日
取得した株式数	1,000株
当社との関係	当社出資比率100％

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年５月11日

情報技術開発株式会社
取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平　井　　清　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　寺　田　昭　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、情報技術開発株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．個別注記表の重要な会計方針の変更(1) に記載されているとおり、会社は退職給付会計制度における未認識数理計算上の差異の処理方法を変更した。

２．個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年４月２日に子会社ＴＤＩシステムサービス株式会社を設立した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第１号の基本方針及び第２号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　会社の体制および方針（内部統制システム）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、担当推進部署を設置の上組織的取組みを実施しており、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

・当社の事業部門を分離し、平成19年４月２日に子会社ＴＤＩシステムサービス株式会社を設立した。その手続等に関して法令・定款に違反する事実は認められません。

平成19年５月15日

情報技術開発株式会社　監査役会

常勤監査役　難波民弥　㊞

監査役　矢作憲一　㊞

監査役　佐野忠正　㊞

（注）監査役矢作憲一及び監査役佐野忠正は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。そのため、経営基盤の強化に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を基本方針としております。

第39期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金13円　　総額　111,552,506円

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株につき25円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

電気通信事業法が改正（施行）され、電気通信事業の一種・二種の区分が廃止された事に伴い、次のとおり所要の変更を行なうものであります。（変更案第３条第11号）

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所であります。）

現　行　定　款	定　款　変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目　的）	（目　的）
第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ～(10)（条文記載省略）	(1) ～(10)（現行どおり）
(11) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業	(11) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
(12) ～(17)（条文記載省略）	(12) ～(17)（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）が任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、藏信行氏は新任候補者であり、当社の社外取締役として経営に関する貴重なご意見、アドバイスをいただき、コーポレート・ガバナンスの強化のために、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	竹田征郎 (昭和18年５月24日生)	昭和46年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成８年４月　同社取締役 平成13年６月　日本電通株式会社入社 同社専務取締役 平成15年３月　当社入社 当社特別顧問 平成15年４月　当社上席執行役員営業本部長 平成15年６月　当社取締役専務執行役員営業本部長 平成16年６月　当社代表取締役社長(現任)	16,300株
2	向井春雄 (昭和23年４月13日生)	昭和61年３月　当社入社 平成６年６月　当社取締役関西支社副支社長 平成14年６月　当社上席執行役員経営企画室長　兼人事部長　兼経理部長兼情報システム部長 平成15年４月　当社上席執行役員人事部長兼経理部長 平成16年４月　当社上席執行役員管理本部長兼人材開発部長 平成16年６月　当社取締役上席執行役員管理本部長　兼総務部長　兼人材開発部長 平成17年４月　当社取締役上席執行役員管理本部長 平成18年４月　当社取締役管理本部長（現任） 平成19年４月　ＴＤＩシステムサービス株式会社取締役（現任）	35,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
3	三好一郎 (昭和38年１月15日生)	昭和61年４月　三井物産株式会社入社 平成13年４月　当社入社 関西支社副支社長 平成14年６月　当社執行役員関西支社副支社長 平成15年４月　当社上席執行役員関西支社長兼システム営業部長 平成16年６月　当社取締役上席執行役員営業本部関西支社長　兼システム営業部長 平成17年４月　当社取締役上席執行役員営業本部副本部長　兼Ｅ・Ｕ・Ｌ事業統括部長 平成18年４月　当社取締役コーポレート本部長（現任）	123,800株
4	中村博文 (昭和24年７月７日生)	昭和48年11月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成17年１月　当社入社 平成17年４月　当社上席執行役員開発本部長兼プロジェクト監理部長 平成18年４月　当社理事開発本部長 平成18年６月　当社取締役開発本部長　兼プロジェクト監理部長 平成19年４月　当社取締役開発本部長（現任）	1,800株
5	竹田伸一 (昭和32年１月10日生)	昭和51年４月　当社入社 平成16年４月　当社営業本部東京支社長兼システム営業部長 平成16年６月　当社執行役員営業本部東京支社長　兼システム営業部長 平成17年４月　当社執行役員営業本部営業統括部長　兼営業本部東京支社長　兼東京システム営業部長 平成17年９月　当社執行役員営業本部営業統括部長　兼東京支社東京システム営業部長 平成18年４月　当社理事営業本部営業統括部長 平成18年６月　当社取締役営業本部営業統括部長 平成19年４月　当社取締役営業本部長（現任）	9,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
6	※ 蔵田憲治 (昭和23年５月５日生)	昭和46年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成18年２月　当社入社　顧問 平成18年４月　当社理事営業本部副本部長兼営業推進部長 平成18年12月　アルティオーラ・システム株式会社社外取締役（現任） 平成19年４月　当社理事事業推進本部長（現任）	900株
7	髙橋信久 (昭和24年９月13日生)	昭和57年５月　髙橋信久法律事務所開所（現任） 平成２年６月　当社監査役 平成16年６月　当社取締役（現任）	431,098株
8	※ 蔵信行 (昭和16年８月14日生)	昭和39年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成３年３月　同社取締役 平成９年10月　エンサイクロソフト株式会社代表取締役社長 平成16年１月　日本アイビーエム・アプリケーション・ソリューション株式会社代表取締役会長	0株

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。

２．蔵信行氏と当社は、当社の健全な会社運営を同氏が支援することを目的として、平成17年１月から顧問契約を締結しております。
その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

３．蔵信行氏は、社外取締役候補者であります。

４．蔵信行氏を社外取締役候補者とした理由について
蔵信行氏は「略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況」に記載のとおり、日本アイ・ビー・エム株式会社において長年のマーケティング・マネジメント分野に関する経験・実績ならびに事業法人の経営者としての豊富な見識を有しております。また、業務執行を行なう経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役としてコーポレート･ガバナンスの観点から当社の経営に資することが大きいと判断したためであります。

第４号議案　監査役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（３名）が任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	難波民弥 (昭和22年10月10日生)	昭和45年８月　当社入社 平成８年６月　当社取締役電子デバイス技術センター所長 平成14年６月　当社上席執行役員横浜支社長 平成17年４月　当社監査室長 平成18年６月　当社監査役（現任） 平成19年４月　ＴＤＩシステムサービス株式会社　監査役（現任）	22,000株
2	※ 片岡禧造 (昭和18年４月30日生)	平成10年４月　当社入社　顧問 平成10年６月　当社　専務取締役 平成14年６月　当社取締役上席執行役員営業部門・技術部門・品質管理部門統括 平成15年４月　当社取締役上席執行役員経営企画室長、技術部門・品質管理部門・情報システム部管掌 平成15年６月　当社取締役常務執行役員経営企画室長、技術部門・品質管理部門・情報システム部管掌 平成16年４月　当社取締役常務執行役員技術本部長 平成16年６月　当社取締役副社長執行役員技術本部長 平成17年４月　当社取締役副社長執行役員営業本部関西支社長 平成18年４月　当社取締役副社長営業本部西日本担当兼関西支社長 平成19年４月　当社取締役副社長（現任）	66,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
3	矢作憲一 (昭和17年12月２日生)	昭和41年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成11年３月　同社　常勤監査役 平成13年３月　日本オフィス・システム株式会社　監査役（現任） 平成13年10月　日本監査役協会常任理事 平成14年６月　株式会社スクウェア・エニックス　監査役（現任） 平成15年４月　ニスコム株式会社監査役（現任） 平成15年10月　有限会社汎総合研究所取締役会長（現任） 平成16年６月　当社監査役（現任） 平成18年４月　ビジネス・ブレークスルー大学院大学教授（現任）	0株
4	佐野忠正 (昭和27年３月23日生)	昭和56年11月　公認会計士佐野泰正事務所入所 昭和61年３月　公認会計士登録開業 平成４年４月　公認会計士佐野事務所所長（現任） 平成５年２月　経営管理センター株式会社代表取締役社長（現任） 平成12年６月　当社監査役（現任）	5,000株

（注）１．※印は、新任監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．矢作憲一氏および佐野忠正氏は、社外監査役候補者であります。
４．矢作憲一氏および佐野忠正氏を社外監査役候補とした理由について
(1) 矢作憲一氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の常勤監査役を務められ、日本監査役協会常任理事および他企業の社外監査役を歴任するなど、監査業務に関する相当程度の知見を有しております。
また、ビジネス・ブレークスルー大学院大学教授として、実務面からコーポレート・ガバナンスの指導にも努められ、客観的立場から当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
(2) 佐野忠正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その公認会計士としての専門的な見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
５．社外監査役に就任してからの期間
(1) 矢作憲一氏の当社の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
(2)佐野忠正氏の当社の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。

以　上

〈メ　　モ〉

〈メ　　モ〉

第39回定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー
13階　当社大会議室

もよりの駅　新宿駅（ＪＲ線・東京メトロ丸ノ内線・小田急線・京王線他）　徒歩10分
都営地下鉄大江戸線　都庁前駅　徒歩６分
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅　徒歩３分

（会場付近略図）

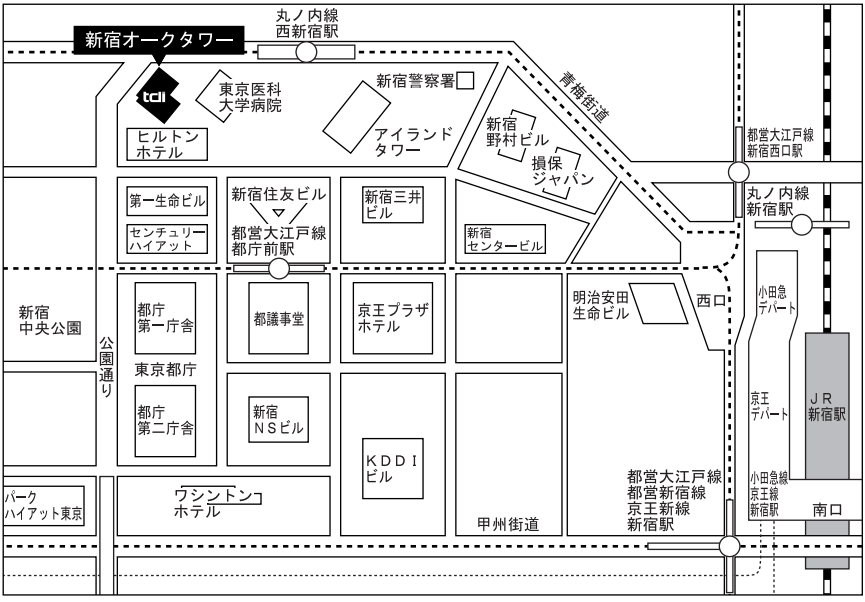

会場の場所柄駐車場をご用意できませんので、勝手ながらお車でのご来場は、ご容赦賜わりたくお願い申し上げます。